

司法書士法人 いわさき総合事務所
広島司法書士会所属
TEL 0120-102-777

相続と遺言の相談窓口

不動産の名義変更、遺言の作成
預貯金の相続手続き、相続放棄など

〒731-5127 広島市佐伯区五日市五丁目11番23号
TEL (082)943-5530 FAX (082)943-5531
(敷地内に駐車場有)



【ゆめタウン 五日市】から徒歩3分・【デイ・リンク五日市】向かい
お車で越しの方
敷地内に駐車場があります。ぜひご利用ください。

お済みですか? 不動産名義変更
安心の定額サービス新登場!
相続登記サポート
煩雑で時間のかかる相続登記は
全てお任せください。
「難しそう」「時間がない」と少しでもお悩みならば
まずはご相談ください。

個人で行うには膨大な労力がかかる、不動産の相続・登記。
皆様のご負担を軽減できるよう、**定額報酬での丸ごとサポートをはじめました。**

戸籍収集 + 遺産分割協議書の作成 + 名義変更手続き

POINT.1 必要な戸籍や住民票は、全てこちらで取得いたします。
ご遺族様が役所に行って集める必要がありません。

POINT.2 不動産何件分でも、安心の定額料金です。
相続不動産が複数ある場合、相続人が複数いる場合でも
完全定額報酬です。

全て込みで 85,800円 (税込)
※別途、登録免許税や戸籍収集費用をご負担いただきます。

サポート料金の一例 金額は税込み

※相続の内容により、金額は変動します。
以下は一般的な場合の例です。

● 遺言書作成サポート

サポート内容	サポート料金
自筆証書遺言作成サポート	33,000円
公正証書遺言作成サポート	55,000円
公正証書遺言証人(2人以上の証人が必要です。)	11,000円 1人当りの料金です。
遺言書保管費用	22,000円 年間保管料は頂きません。

● 相続手続き丸ごとサポート 預金の相続手続きも任せたい方

サポート内容	サポート料金
相続手続き丸ごとサポート	110,000円~

● 家族信託サポート

サポート内容	サポート料金
家族信託サポート	110,000円~

● 相続放棄サポート

サポート内容	サポート料金
相続放棄サポート	33,000円

無料相談 ご相談だけなら無料です。
電話でもご相談でもOKです。
FAX、メール、LINEでもOKです。

出張相談 事務所は広島市佐伯区五日市です。
ご来所が難しい場合はご相談ください。
ご訪問させて頂くことも可能です。

土日祝日対応可能 平日に時間を取るの難しい場合は
事前にご相談ください。
土日祝日も対応可能です。

相続のことなどでお悩みの方、まずはお気軽にお電話ください。
丁寧に、わかりやすく対応いたします。

遺産相続手続きの ごあんない

誰が相続人なの?
相続税はどれくらいかかる?
相続手続きって何から手をつけたらいいの?
土地と建物の名義変更はどうするの?
遺言はどうやって書けばいい?
相続放棄?

相続に関する無料相談のご予約受付中!

0120-102-777

受付時間/8:30~20:00 土日祝対応可能
メールでのお問い合わせは info@iwasaki-s.jp

<https://www.souzoku-i.com>

公式ホームページ
いわさき司法書士 検索



LINE 公式アカウント



遺言・相続のご相談はお気軽に

相続に関する無料相談受付中!

受付時間/8:30~20:00 土日祝対応可能

初回相談無料!

不動産の
相続登記が
義務化されます

2024年4月1日から登記の制度が変わります。
正当な理由なく手続きを怠った場合
10万円以下の過料が科される
可能性があります。

司法書士法人いわさき総合事務所

Judicial scrivener corporation Iwasaki general office 0120-102-777

こんなことでお悩みではありませんか？

- 遺産相続ってどうするの？
- 誰が相続人？配分は？
- 土地や建物の名義変更は？
- 銀行口座の解約や生保の受取の方法は？
- 遺言書の書き方は？

法改正 不動産の相続登記が義務化されます。

2024年4月1日から登記の制度が変わります。正当な理由なく手続きを怠った場合10万円以下の過料が科される可能性があります。

相続登記の義務化 土地所有者の相続人に対し、相続人であることを知ってから3年以内の相続登記申請の義務化

住所・氏名変更登記の義務 転居や婚姻などで住所や氏名が変わった場合、2年以内に変更登記申請の義務化(施行日未定)

まずは、当事務所にご依頼いただいた事例をご覧ください。

事例.1 子どもがいないご夫婦の相続

お子様がいない夫婦の場合、配偶者と亡くなった方の両親が相続人になりますが、両親がともに故人の場合は、兄弟姉妹や、先に亡くなった兄弟姉妹の子(甥・姪)が相続人になります。相続手続きには相続人全員の協力が必要な上、提出する書類も膨大な量になってしまいます。ご高齢の奥様がひとり遺された場合など、全国から戸籍を取り寄

せたり、銀行に何度も行ったりするのは、ただでさえお辛い時期に大変な負担です。当事務所では、**戸籍の収集や財産の調査、書類の作成から預貯金解約・不動産の相続登記まですべて代行します。**ぜひ「相続手続き丸ごとサポート」をご依頼ください。また、このようなケースは、あらかじめ遺言書を作成しておく効果的です。生前の相続対策についてもお気軽にご相談ください。

事例.2 離婚歴のあるご家庭の相続

相続手続きのため戸籍を取り寄せると、亡くなった方に、前妻(前夫)との間の子がいることが判明した、というケースは決して珍しくありません。仮に事情をご存知であっても、全く面識がない、連絡先を知らないということもあります。しかし、子は第一順位の相続人になるため、前婚のお子さんにも相続手続きに参加してもらう必要があります。

このような場合、事前に遺言書を用意しておくことを強くおすすめします。遺されたご家族が大変な思いをしないよう、**遺言書の作成サポートを行っています**ので、ご相談ください。遺言書がない場合の相続でも、戸籍の収集や相続人の調査、書類の作成サポート、相続人が行方不明のときの手続きなども承っています。

相続に強い当事務所が手続きをすべて代行します。

相続のお悩み事・ご心配事よくあるベスト3

司法書士法人いわさき総合事務所 代表社員 岩崎 宏昭

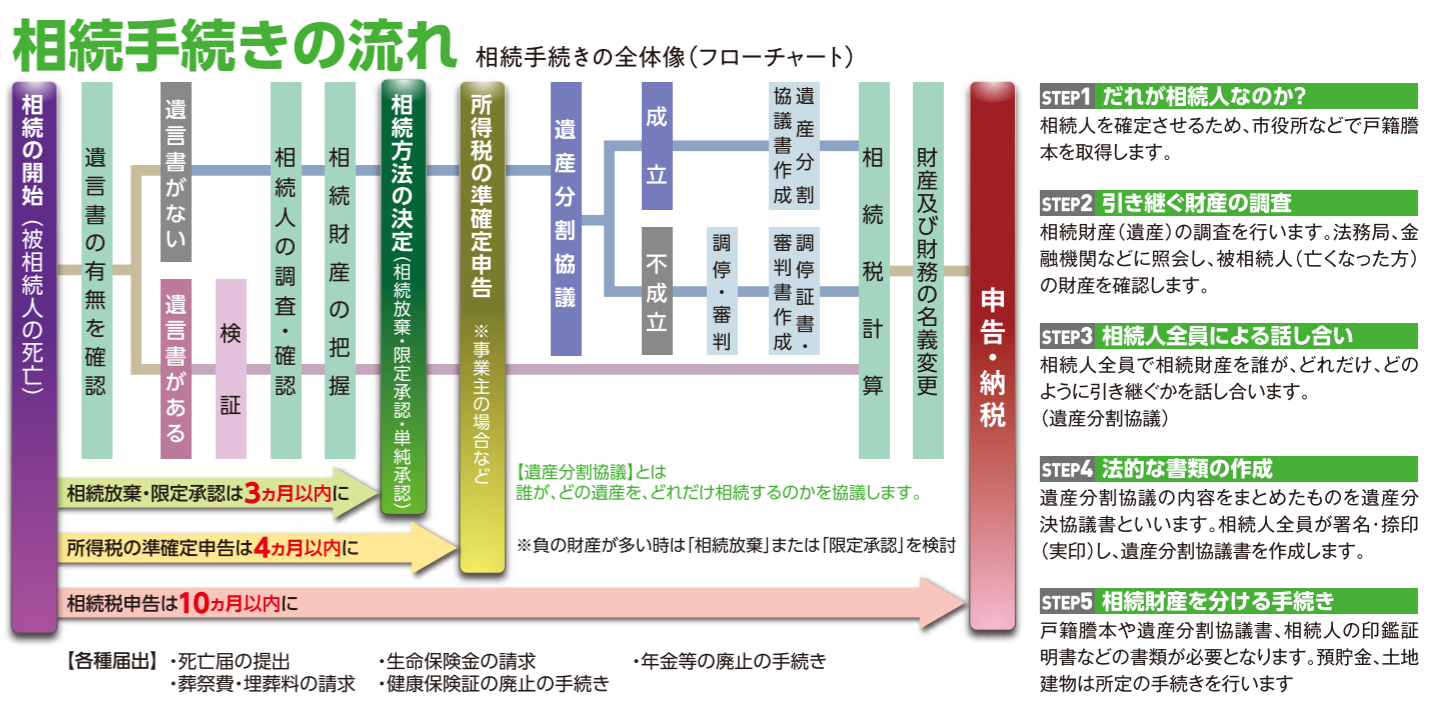
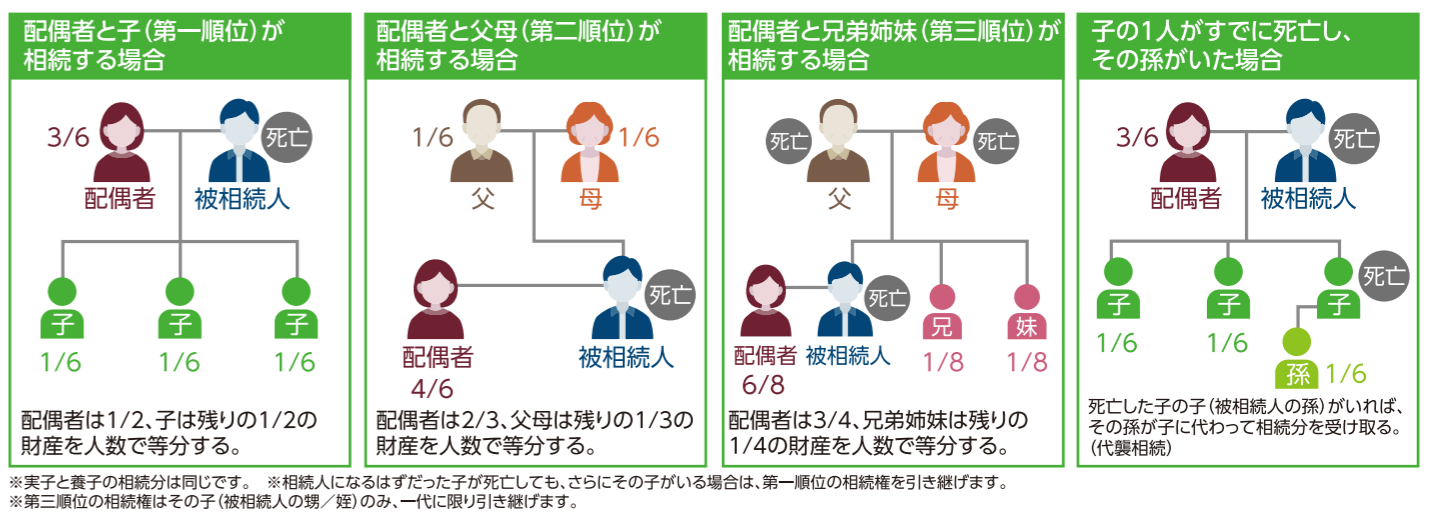
- ① 相続登記**
ご実家や故郷の田畑・山林などの名義変更はお済みですか？
登記簿上の所有者(登記名義人)から相続が複数回発生すると、手続きが複雑化し、名義変更が次第に困難になってしまいます。やむを得ず代替わりがおきて複雑化してしまった相続でも、戸籍の調査、相続関係図・遺産分割協議書の作成、登記まで一通の手続きをお手伝いします。
- ② 遺言書**
ご自身の遺志を実現する遺言書。生前に「公正証書遺言」を
生前に「公正証書遺言」を作っておくと安心です。原本・データが公証役場に保管され強い実現力と証拠力が保証されます。正確な遺言書があれば共同相続人の協力なく相続手続きを行うことが可能です。遺言書の作成から、必要書類の収集、遺言作成時の証人立会までサポートを行います。
- ③ 相続放棄**
借金や保証債務を相続したくない。相続放棄をご存知ですか？
原則、自分が相続人となったことを知ったときから3ヶ月以内であれば、家庭裁判所に「相続放棄の申述」を行うことができます。故人の負債を相続したくない場合、相続放棄の手続きのすべてをお手伝いします。また、相続放棄期限の3ヶ月が過ぎても可能な場合があります。すぐにご相談ください。

相続って分からないことだらけ…

- 相続税ってどれくらいかかるの？
- 亡くなった親の督促状どうする？
- 相続放棄する？しない？判断できない
- 3ヶ月をすぎても相続放棄できる？

相続人と相続分 誰に分ける？ 相続人と相続分

相続人とは、**相続する権利がある方**のことを指します。相続分とは、**相続人が遺産を相続できる法律上の割合**のことを言います。



今すぐにご連絡ください。

- 子供同士で争わないように確かな遺言書を残しておきたいが、どうすればよい？
- 相続のやり方や不動産の名義変更など、どうすれば良いのかわからない。
- 相続放棄期限の3ヶ月が過ぎても相続放棄できる？
- 誰が相続財産を受け取る権利があるのかわからないし、書類の収集方法は？
- 葬儀費用は、故人の財産から出してもいい？ …など

すべて丸ごと ▼ お任せできますか？

まずは、無料相談をご利用ください!

▼ 詳しくは裏面をご覧ください。 ▼